

## 佐賀県選挙管理委員会告示第 11 号

政治資金規正法（昭和 23 年法律第 194 号）第 19 条第 3 項の規定により、資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和 5 年 3 月 20 日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
脇山 伸太郎	脇山伸太郎後援会	主たる事務所の所在地	東松浦郡玄海町大字諸浦 333 番地 6	東松浦郡玄海町大字新田 1785 番地 21	令和 4 年 8 月 8 日